**電気用品安全法による技術基準適合確認試験のご依頼に関する同意事項**

一般財団法人　日本文化用品安全試験所　製品安全部

当財団へ電気用品安全法による技術基準適合確認試験をご依頼いただく前に下記事項をお読みの上、ご同意ください。

1. 当財団では電気用品安全法で規定される「特定電気用品以外の電気用品」について、法第8条１の「技術基準適合確認義務」のための適合確認試験を行い成果物として「試験成績報告書」をPDFファイルにて提出いたします。適用する技術基準は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第一から別表第十一」とします。

すべての「特定電気用品以外の電気用品」には対応できませんので、ご依頼の前に対応可否をご相談ください。

1. 当財団では依頼者様から申請された「電気用品名（電気用品安全法で規定された品名）」に基づいた適用基準について適合確認試験を行いますので、当局へ届出する電気用品名を正確に記載してください。２以上の機能を持つ複合電気用品については、すべての電気用品名を記載してください。電気用品名が不明の場合、依頼者様の地域を管轄する経済産業局にお問い合わせください。
2. ご依頼にあたりまして、「電気用品安全法　技術基準適合確認　試験依頼書」（以下、「試験依頼書」とする）に必要事項を記載の上ご提出ください。合わせて、試験依頼書（2頁）に示す必要書類についてもご提出いただきますが、検体の構造や使用部品により必要な資料が異なりますので、検体を確認後に必要な書類が確定します。ご提出頂いた資料に表記されている情報に基づいて当該要求事項に対する判定を行いますので、適切な資料をご提出ください。
3. 試験依頼書と試験に必要な検体及び資料を受領した時点で試験受付が可能となります。
4. ご依頼前にお見積書を作成することも可能ですが、ご提示いただく資料等に基づき標準的な工数から算出した概算となります。正式なお見積書は試験依頼書と必要資料が揃った時点で作成可能です。また、試験中に不適合が発生して改善品での再試験をご希望の場合、追加料金が発生します。
5. 試験途中で不適合項目が発生した場合には依頼者様へご連絡させていただき、「改善品での再試験を希望する」依頼者様については改善品の提出日時を確認させていただきます。ただし、初めてご依頼のお客様に限り、不適合発生の有無にかかわらず全ての試験が終了した時点で請求書を送付し、ご入金後に報告書を開示します。
6. ご依頼内容によっては、当財団にて試験実施が困難であることが判明した場合には、ご依頼をお断りすることがあります。
7. 以下の事項の一つに該当する場合は、当財団の判断でご依頼を受託できない、またはご相談のうえで一旦受託したご依頼を取り消すことがあります。なお、一旦受託したご依頼を取り消す場合は、それまでに発生した費用を請求させていただきます。
   1. 当財団が試験に必要とする資料や検体等の請求に対して、これらをご提出頂けない場合。
   2. 依頼者様の事由にて当該業務の進行が遅滞していると当財団が判断した場合。
   3. 不適合項目に対する改善品での再試験をご希望の場合で、改善品の提出に長時間を要する場合、または改善効果が認められない場合。
8. 検体で使用している部品が適合性検査に合格済の「特定電気用品」であり、有効な適合証明書を提出された場合は原則として当該部品の部品としての試験を省略します。この場合、適合証明書の型式の区分に記載の内容と部品の仕様が合致することを確認しますが、当財団にて当該部品の試験を実施しないことから、当該要求事項に対する良否判定は行わないこととして、その旨を試験成績報告書に記載します。

１０．検体で使用している部品が「特定電気用品以外の電気用品」であり、他機関発行の試験成績書等を提出された場合は、当該資料にて確認済みの項目については原則として試験を省略します。この場合、当該要求事項に対する試験が行われ、合格していることを確認しますが、当財団にて試験は実施しないことから、当該要求事項に対する良否判定は行わないこととして、その旨を試験成績報告書に記載します。

１１．試験結果は「試験成績報告書」としてPDFファイルでご指定のメールアドレスに送付致します。初めてご依頼のお客様につきましては試験終了時点でご請求書を送付させていただき、ご入金確認後に「試験成績報告書」を送付致します。

試験成績報告書発行後、ご依頼者様からの要望による再発行は、内容・理由を精査させていただき承認された場合のみ有料にて対応可能です。

１２．提出頂いた検体や部品等の試料は分解して損傷することがあります。試験終了後の試料は着払いにより返送させていただきますが、来所によるお引き取りをご希望の場合はご依頼時にお申し付けください。

１３．当財団の責に帰すべき事由により依頼者様に損害が発生した場合、その請求要因の如何にかかわらず当財団は依頼者様に対して現実に発生した直接の損害についてのみ賠償するものとします。ただし、９項及び１０項にて依頼者様から提出いただいた他社発行の適合証明書及び試験成績書等に係る事由により依頼者様に発生した損害につきましては、当財団は責任を負わないものとします。

１４．本同意事項に記載のない事項または疑義が生じた事項については、依頼者様と当財団で協議の上、解決にあたるものとします。

以上